

習志野市ふるさと産品認定委員会規則

平成9年7月11日
(規則第23号)

(設置)

第1条 習志野市ふるさと産品事業実施要領第3条第1号の規定により、ふるさと産品事業の円滑な推進を図るために、習志野市ふるさと産品認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 認定委員会は、ふるさと産品の認定に関する業務を行う。

(組織)

第3条 認定委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 消費者代表
- (2) 製造業者代表
- (3) 商業者代表
- (4) 習志野保健所
- (5) 習志野市農業協同組合
- (6) 習志野市職員
- (7) 習志野商工会議所

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 認定委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選による。

第6条 委員長は、会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、申請の都度又は必要に応じ委員長が招集し、委員長は議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 認定は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって認定し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(認定の基準)

第8条 認定委員会は、次の事項を基準として認定にあたるものとする。

(1) 習志野市のふるさと産品としてふさわしいものとし、ふさわしいものの目安は別に定める。

(2) 食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反していないものの。

(申請)

第9条 ふるさと産品の認定を受けようとする者は、習志野市ふるさと産品認定申請書(第1号様式)に見本を添付して、商工会議所を経由して委員長に申請するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第10条 委員長は、前条の申請を受けたときは、認定委員会において審査を行い、適切と認められた時はこれを認定し、申請者に認定証(第2号様式)を交付するものとする。

(認定の取消し)

第11条 委員会は、認定証の交付を受けた者及び製品が次の各号の一に該当すると認められたときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第8条の認定の要件を欠くこととなったとき。

(2) 認定の信用を失う行為があったとき。

(3) その他委員会が不適と認めたとき。

(認定の辞退)

第12条 認定を受けた者が、認定の辞退をしようとするときは、習志野市ふるさと産品認定辞退届(第3号様式)を委員長に提出するものとする。

(認定表示ラベル)

第13条 認定を受けた製品を広く推奨・広報宣伝するために認定表示ラベルを定め、認定を受けた製品を販売しようとするときは、認定表示ラベルを貼付するものとする。

(苦情処理)

第14条 認定を受けた者は、認定品に関し、消費者から苦情があった場合は責任をもって処理するものとする。

(その他)

第15条 出席委員の報償及びこの規則に定めるものの他必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

習志野市ふるさと産品事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は習志野市にふさわしい製品を特産（以下「ふるさと産品」という。）として認定し、習志野市の紹介と地場産業の振興を図り、もって市民生活の向上およびふるさと意識の高揚に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「ふるさと産品」とは習志野市内において製造あるいは加工されたものまたは、主に習志野市内を拠点に販売されている製品であって、習志野市ふるさと産品認定委員会において認定された次のものをいう。

- (1) 加工食品
- (2) 民芸品・工芸品
- (3) 工業製品等
- (4) その他認定委員会が認めたもの

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) ふるさと産品の認定に関すること。
- (2) ふるさと産品の推奨・広報宣伝に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

(業務の分担)

第4条 上記第3条の事業を行うために「習志野商工会議所」「業者会」「商工振興課」は次のとおり業務の分担をし遂行するものとする。

- (1) 商工会議所・認定に関すること
- (2) 業者会・出展販売およびPRの場への参加
 - ・イベントへの協賛
- (3) 商工振興課・ふるさと産品に関する総合調整
 - ・出展販売の場の情報提供

第5条 この要領に定めるものの他必要な事項は「習志野商工会議所」「業者会」「商工振興課」で協議する。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。